

企画建設常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和3年9月6日(月) 第3委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 吉川遂也副委員長 横路政之 堀井秀昭 政野太 五島誠
松本みのり
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 依啓介議会事務局議事調査係長
5. 説明員 加藤武徳企画振興部長 山根商工観光課長 石田泰清口和支所長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 1名
8. 会議に付した事件
 - 1 観光宿泊施設「庄原市鮎の里公園」の今後の対応について [口和支所・企画振興部商工観光課]
 - 2 かんぼの郷庄原の施設譲渡について

午後1時00分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから企画建設常任委員会を開会いたします。傍聴、録音、録画を許可いたします。本日は協議事項2つです。

1 観光宿泊施設「庄原市鮎の里公園」の今後の対応について [口和支所・企画振興部商工観光課]

- 桂藤和夫委員長 1点目が観光宿泊施設、庄原市鮎の里公園の今後の対応についてということで商工観光課から説明をしたいという話がありましたので、説明いただきます。
- 石田泰清口和支所長 それでは、観光宿泊施設、庄原市鮎の里公園の今後の対応について御報告をさせていただきます。1、まず趣旨でございます。指定管理者、株式会社高瀬の湯の鮎の里公園からの運営撤退に伴い、現在、施設を休止している鮎の里公園の再開に向けて、今後の対応を報告するものでございます。2の施設の概要等については、鮎の里公園は、宿泊機能を有した集いの場を提供し、観光振興及び交流促進により、市の活性化に資するため、平成5年5月に供用開始いたしました。この鮎の里公園は、淡水魚の自然水族館、温泉、宿泊施設などを備えた公園で、観光客や市民の憩いの場として親しまれてまいりました。以下、施設の詳細は説明を省略させていただきます。次に、2の指定管理者の主な業務といたしましては、宿泊施設の管理運営、施設の使用許可、施設の利用料金の徴収等に関する業務、また、その他公園緑地及び庭園の管理業務、それと自主事業ですけれども、これについては今回見直しを行いまして、申請者からの自主的な提案事業とさせていただいております。次に、3の経過でございます。令和3年1月26日、株式会社高瀬の湯、臨時株主総会において、鮎の里公園の運営を令和3年3月31日をもって撤退する旨の議案が承認されました。同月28日、株式会社高瀬の湯から指定管理者の指定取消の申し出が市に提出されました。それを受けて、3月8日、市は指定管理者の指定を取り消しております。4月1日、市の直営によりまして、駐車場、トイレ等の施設の管理を行っているところでございます。5月31日、株式会社高瀬の湯の株主総会におきまし

て組織を解散されております。次に2ページをごらんください。4、施設の利用状況及び財務状況の推移についてです。特徴的なところだけを御説明いたします。まず、利用状況人数でございますけれども、年々減少しておりましたが、特に平成29年度の落ち込みは、厨房等の施設の改修による2カ月間の休業によるものでございます。次に、財務状況についてですが、指定管理部門は、おおむね収入の範囲内で運営をしていましたが、平成29年度のマイナスは、先ほどの説明のとおり、施設の改修工事が原因でございます。次に、自主事業部門では、令和元年の大きなマイナスは、宴会用にテーブル、椅子の備品購入で約160万円の支出や、レジスタ等の設備でさらに130万円の投資をされましたが、そのことが利用者の増加につながらなかったことが大きな要因となりました。令和2年度には、新型コロナウイルス感染防止や7月の豪雨災害により休館が減収に大きく影響したものと考えております。5の総括といたしまして、大きく2点ございます。まず1点目。指定管理部門については特に問題がなかったと考えております。2点目、自主事業の売上の減少が会社経営に影響を与え、撤退の要因となったこと。その原因として、新型コロナウイルス感染症の影響により、自主事業、宴会の利用が大幅に減少し、経営の悪化を招いたと考えております。次に、6の今後の対応についてですが、1としまして、施設の再開については指定管理者の選考に必要な手続を踏まえ、令和4年4月からの再開を目指したいと考えております。2といたしまして、指定管理者については公募により選定をする予定でございます。最後に、今後のスケジュールでございますけれども、指定管理者の公募説明会、また資格等の確認を9月に行いまして、指定管理者選定審査会を10月下旬に行い、指定管理者議案を12月に提出をいたしまして、基本協定等の締結を翌年1月に行い、4月からの運営開始を予定しております。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 桂藤和夫委員長 説明を受けました。質疑のある方は挙手の上発言をしてください。政野委員。
- 政野太委員 平成5年に開設をされたとき、この会社、高瀬の湯を立ち上げられて、地域のために頑張ろうということで頑張っておられたんだと思うのです。コロナの影響とかさまざまな要因があつて、やむなく撤退をされたということなのですが、今後公募かけられて、そのような組織というか、地域のために頑張ろうといえるような方がいらっしゃるのですか。
- 石田泰清口和支所長 現在、地元の業者から問い合わせ等はいただいているところでございます。
- 五島誠委員 指定管理料の積算について、一旦こういった形の運営を徹底されて、新たにということなのですが、どう変わるのか変わらないのかということをお伺いしておきたいと思っております。
- 石田泰清口和支所長 先ほど自主事業の見直しを行ったと申し上げましたけれども、これまでは飲食の提供を条件にさせていただいておりましたが、今回から、やはりまだコロナ禍の終息が見通せない中で、飲食をしていただくということはなかなか無理があること、経営的にも不安を与えるのではないかとございまして、今回は、その辺の判断は申請者の方にお任せすると。したがって、自主事業をしない場合でもオーケーというように扱っています。これまで自主事業の利益の75%をこの施設の運営に回しておりました。したがって、今回その自主事業を条件にしないわけですから、当初から75%の見込みの部分は指定管理料のほうに参入をせずに、要するに、その不足分の指定管理料を上げるという形の積算をしております。もし事業されるということになりまして、利益が出ましたら、先ほど言いました75%で精算させていただいて、それを年度の終わりに調整させていく、指定管理料をその分戻していただくということになるかと思いますが、そのような扱いにさせていただきます。

- 五島誠委員 この施設は約30年近く経過している中で、例えばここに書いてある淡水魚水族館なんていうのは、もうずっと使わなくなって久しいわけで、そういったところも含めて敷地は結構広く、未利用の部分もあったりする。どういう考え方を持って今後市としてやっていかれるのかお伺いしたい。
- 石田泰清口和支所長 御指摘のように淡水魚の水族館、当初オープン時はこれが目玉という施設でございましたが、久しくこの水族館としての機能を失っておりまして、現在、鯉が泳いでいるだけのものです、その施設への入場はできない状況になっています。確かに施設内に大きく存在しておりますから、この扱いが非常に苦慮しております。指定管理の問い合わせを受けているわけですが、そういった方からも施設の今後のあり方についての御相談を受けたところで、まだ支所としましては方向性を出しておりませんが、少なくとも淡水魚としての再開は難しいと考えております。ほかのちょっとした売店とか、ほかの形でのあまり改修費がかからない程度のものを何か転用とは思っております。まだ結論的なものは出しておりません。活用は現在まだ考えておりません。
- 横路政之委員 自主事業が大幅に減ったためにこういう状況になったと思う。宴会が結構なウエイトを占めているのだと思うのですが、その分を指定管理料に上乘せをしてやってもらおうという計画ですよね。
- 山根啓荘商工観光課長 宴会については、これまで自主事業という形で、事業者の方の責任において、自費で賄っていただいたというのが自主事業でございます。ですから、それについては、市はこれまでも出していない状況です。そういった中で、令和元年度、2年度、特に令和2年度、コロナの影響で利用客が減っていく中で資本金を取り崩して対応されていたといったような状況です。今後については、新しく応募された事業者の方の中で、どういう営業をされていくかというのを指定管理の公募の中で提案を受けていきたいと考えております。事業者の考え次第で、そこら辺の宴会の部分をされるかどうか。そういったところを判断していただくという考えでございます。
- 松本みのり委員 この施設は大雨による浸水被害にたびたびあわれているかと思えますけれども、こちらの浸水対策についてはどのような状況になっておりますでしょうか。
- 石田泰清口和支所長 対策につきましては、既に一級河川の藤根川の護岸にかさ上げをして、盛土しておりました。約1メートルのかさ上げを市の発注でしたところでございます。これまで西城川が増水いたしまして、その支流の藤根川でバックウォーター現象が生じておりました。それが施設に流入したというようなことが過去、平成30年もありました。よくあるものですから、そういった措置をしております。今後も災害で発生したような残土をそちらのほうにもっと搬入して、さらに強化を図ろうと考えております。
- 堀井秀昭委員 宿泊は指定管理業務の中に継続するのか。公園への入場料を取っていないということは、指定管理の中での事業所の売上は宿泊と売店か。食堂も指定管理に入っているか。
- 石田泰清口和支所長 指定管理業務は宿泊と入浴の業務でございます。ですから、食堂での食事の提供、また、宴会等が自主事業ということになります。あと、売店のお土産等の売上です。
- 堀井秀昭委員 他の施設は、コロナの影響によって指定管理の算定上見込んだ収益の減収部分については、予算を組んで市が補填をしていますよね。そういったことでは既にもう間に合わない状態になったと理解していいのか。
- 加藤武徳企画振興部長 このたび9月補正でも今年度の減収分を補正予算で計上させていただいております。昨年度も同様に、コロナの影響による減収分の補填を鮎の里もさせていただいております。

指定管理部門はそれで十分賄っておられたのですが、先ほど支所長が申しましたように、やはり自主事業部分、宴会等が激減したことによりまして、収入がかなり減っております。債務超過等にはなっておられなかったのですが、このまま続けていくという中で、債務超過になる前に解散という判断を会社がされたと同っております。

○堀井秀昭委員 指定管理を応募する法人にしても、何らかのメリットがないと指定管理を受けてやる意味がない。このままの状況で指定管理費をつけて再開をして、自主事業についてはしてもしてなくてもいいですよ。あまりおいしさのない指定管理費は、基本的にはもう経費として出ていくものがほとんど。宿泊営業なんかも新しく指定管理費の算定の中で見込むつもりか。これは資料としてないのだけれど、わかれば教えてください。平成30年と令和元年、2年ぐらいの利用者数と宿泊者数。

○石田泰清口和支所長 2ページの上が人数でございます。

○山根啓荘商工観光課長 先ほどの堀井委員の質問の関連なのですが、結局、その自主事業部門で、料理人を雇用されて宴会部門の食事の提供をかなり利用されていたという中で、自主事業の部分が、料理人であるとか関連の雇用の関係で、一定程度、やはり経費がいったような状況がありました。今回、どのような規模の自主事業をされるかというところを、市が必ずこれはやってくださいという形ではなくて、提案者の方のこういう規模の自主事業をしたいのだという提案を受ける中で、応募者の方がメリットを受けられるようなことを提案していただくというのが、市の募集の考え方です。

○堀井秀昭委員 大体わかりました。こういった宿泊を伴う施設というのは、市内でも指定管理施設はほかにもたくさんあるので、ここだけ指定管理費の算定上優遇するというわけにはいかない。基本的な算定基礎に基づいて算定をしなきゃいけない。そのことをしっかり指定管理の法人に伝えた上で、やるかやらないかの判断をしていただかないと、今度、また指定管理者が辞退するような状況が発生したら、この施設そのものを存在させるかどうかというところまでいくようになる。しっかりした体制を整えてやってもらってください。

○横路政之委員 宿泊して、当然泊まる人は御飯を食べないといけません。料理人は最低でも1人はおられないと困る。宴会が仮にゼロとした場合でも、料理人だけはどうしてもいるので、指定管理料の中でつけてくださいということは、他の指定管理の施設と見比べた場合、可能なものなのですか。

○山根啓荘商工観光課長 市内の指定管理施設で飲食を営んでいただいているものについては、観光宿泊施設でいいですよと、基本的に飲食の部門を指定管理料の中で補うことはしておりません。原則、自主事業の部分については、その事業者で提案をいただいた中で、収支が賄うというか、そういう考え方のもとでやっていただいています。

○吉川遂也副委員長 前の指定管理業者では、自主事業が赤字になったところだったのでしょうけれども、新たに自主事業でということ飲食業を切り離してとなったときに、例えば、また飲食業、宴会業というような同じことで、飲食業が原因で赤字になるという可能性もある。となったときに、やはりそこは自主事業なので市が切り離して考えて、その会社全体として、その自主事業の部分が割と大きいウエイトを占めているにもかかわらず、例えば指導もしないし、管理もしないとなれば、そこが原因でまた管理できませんとならないように、自主事業といえども、積極的にある程度は、適正規模なのかどうかとも含めて、その運営が長期にわたってできるかどうかという算定や試算を示して、そういう計画で線を引き直すというか、そういうことをされるつもりはあるのか。ないにしても、その辺は指定管理業者を選定する基準には影響があるのかどうか。

- 山根啓荘商工観光課長 おっしゃるとおり、指定管理を長く続けていただくということが大切ですので、指定管理の選定する基準の中で、その自主事業の計画書というものを出していただくようにしますので、そういったものであるとか、今後選ばれた後にも、やはり会社との連携をしっかりと取りながら、継続していただけるよう連携をとっていきたいと考えております。
- 吉川遂也副委員長 令和2年度のコロナの影響の売上の減少について、国とかからの補助金であるとか助成金であるとか、収入が財務状況の表になっているのですか。これは入っていないのか。
- 山根啓荘商工観光課長 こちらに当期損益という部分があります。これから最終的な令和2年度の会社の損益と符合しております。一切含めての最終的な数字と御理解いただけたらと思います。
- 吉川遂也副委員長 コロナの助成金は確実に取られた上での赤字がこの金額ということで理解してよろしいですか。
- 石田泰清口和支所長 その辺の補助金も御利用になられていました。
- 政野太委員 類似施設が市内にあります。先ほど堀井委員が言われたような懸念を、みんなそれを心配していると思うのです。今回公募されるに当たって、地域の会社なのか、あるいは市外の会社なのかわかりませんが、先ほどからある自主事業、こういったところをしっかりと精査をされて、4月を目指すのではなくて、本当に安定経営ができる、そういう意味では臆することなく、公募があったとしても、今回は見送るといような判断をしっかりとさせていただきたいと思います。
- 桂藤和夫委員長 他にありませんか。ないようですので、この件についてはこの程度にとどめます。休憩します。

午後1時28分 休 憩

午後1時33分 再 開

- 桂藤和夫委員長 それでは再開させていただきます。

2 かんぼの郷庄原の施設譲渡について

- 桂藤和夫委員長 2項目めのかんぼの郷庄原の施設譲渡についてということで、これを委員会として、ある程度議論をするということだったので、きょう時間を取らせていただきますので、闊達な御意見を賜ればと思います。1回視察に行って、それっきりになっておりますので、調査報告書もそれぞれつけておりますが、9月の定例会に取得のための補正予算案も出てきておりますので。横路委員。
- 横路政之委員 個々にこれに書いてあるのだから、これが意見でしょう。大体こういう思いで書いている。あとはまとめて。
- 堀井秀昭委員 既に本定例会に向けて、予算が上程をされている。これは委員会付託を受けてないので、予算の認定にかかわることの見解を今ここで意見を戦わしてまとめようと言っても、それはしてはいけないことだし、無理。
- 桂藤和夫委員長 この調査報告書をまとめて皆さんに見ていただければいいということでしょうか。ほかにも御意見があれば。副委員長。

- 吉川遂也副委員長　報告を見ても、緊急施設整備だけではなく、さらなる施設向上のための設備投資をどうかという意見も散見できるので、今、補正予算に出ているところは、緊急のところと譲渡部分だけだと思うので、そこを入れるかどうか。さらに施設整備をして、もう少しよい施設に変えるのがいいかなと私は思うのだけど。
- 堀井秀昭委員　副委員長、勘違いしてはいけないけど、要はそうするならいいですよという見解につながりかねない。いいですよという見解を結論をまだ出していない。条件提言みたいなことを組み込むのは、個人が言われるのは自由だが、委員会としてまとめることにはならない。
- 政野太委員　副委員長が言われている気持ちもわからないではないです。ここにもほとんどの人が書いているのは、運営が1番課題であると。恐らく皆さんそう書いておられるのではないかと思うのです。こういうやり方があるのかどうかわかりませんが、例えば、予算決算常任委員会において、その附帯決議をするというようなことも可能なかどうか。そういうことぐらいしかないと。条件をつけるとすれば、委員会付託を受けておれば、それは委員会として出せるのかもしれないが、予算決算常任委員会に付託をされているわけですから、もしそういうもので文言をつけるとすれば、予算決算常任委員長の報告書にそういう文言を入れるというような。
- 五島誠委員　今、予算決算に付託している取得の件については、ここで附帯決議のことも含めて議論すべきでないのは間違いないと思う。あくまでもこれは閉会中の継続調査の中で、取得とか全てひっくるめた中で、かんぼの問題をどうするのかということ进行调查していこうという話になってくるので、そこはそことして粛々と。言われたように条件闘争として、買うか買わないかという判断するとか、そういったところまで踏み込むべきではないので、あくまでもこういった意見が皆さんから出されているということで、その視察をして皆さんの意見をまとめて、また今後、別にこれで終わりとか終わらないとかいう話ではないと思うし、ここで報告をするのならまた別ですけど、そうではないと。逆に言えば、取得するかしないかの判断をした後も、この継続調査は続いていくものだと思うので、そういう考えで、先ほどおっしゃったように、一旦の視察のまとめについては、されればいいのでは。
- 横路政之委員　取得した後も継続してやるのか。
- 五島誠委員　まだ決めていない。
- 政野太委員　五島委員の考えでいいと思うのですけれど、今回は買うお金が上程されると。もう口の端々から次の3億8,000万円のことも言っている。1番気になっているのは、そこから先なので、どちらにしても。今回この1億800万円に対するものではなく、その次のことだ。
- 堀井秀昭委員　方法としたらその方式なのです。皆さん方がこれに書かれている今後の対応などの提言というようなところは、今の予決の質疑の中でしっかり確認をしながら、3億いくらのお話なども質疑していいわけですから。取得するかしないかを今回はしないといけないわけだから。この調査は取得した後も継続をして、あなたはあのかのときの答弁でああいう答弁をしたのに、言っていることとすることが違うではないかとかいうような調査は、この委員会で継続していけばいいのではないかと。
- 桂藤和夫委員長　そういう形で継続していくということで。東企画課長とも何回か話しましたがけれども、全協で説明した以外の新しいものはない、また新たなものが出てくれば、委員会に話をさせていただきますというようなことでした。まだ具体的に決まってないので、想像的な話しか聞いてないものですから。もし補正予算が通れば、10月ぐらいからネーミングの公募をすとか、12月末ぐらいまでに指定管理者を決めるとか、来年4月からできればオープンしたいという思いはあるようですが、

これはまだ想像の話でございますので、そういう方向で検討しているということは聞きましたが、まだ具体的に何も決まってないという状況。今回の予算案が通らないと前に進まない状況ですので、まずそこを皆さんの思いで、予算決算常任委員会で議論をしていただいて、その後も継続して委員会としてやっていきたいと思っております。その辺で御理解をいただければと思います。松本委員。

○松本みのり委員 昨年度の企画建設の委員会の中で、市が取得して運営していきますという方向性を出す場合には、部屋を改修した場合にはこれだけかかります、これだけはふえていきますというシミュレーションをして、プレゼンテーションしてから可否の判断をお願いしたいと部長もおっしゃってますし、また課長も洋室化の改修についても試算が必要になってくる、利用者ニーズに合った改修、設備改修、瀬戸内DMOに別途試算をいただいている状況だというお話があったのですが、それ以降の情報がないので、予算決算常任委員会ของときにはそういった数字も出していただくように、この委員会からお願いできるものでしょうか。していただけたらと思います。

○五島誠委員 その部分については、多分今から予算決算常任委員会の中に追加資料を求めたところになかなか難しさもあると思うのです。予算決算常任委員会の中で発言されたことではなくて、この企画建設常任委員会の中で発言されたことなので、委員長から担当と御協議いただいて、そういった資料が出るようであれば、それは予算決算常任委員会で出すのは難しいと思うけれど、この委員会を再度開くなりしていかないと、たてり的には難しさが出てくるかと思うので、一度確認していただいたほうがいいのかと思います。

○政野太委員 事務局で議事録を確認したほうがいいのかではないですか。

○松本みのり委員 令和2年12月25日の企画建設常任委員会で東課長が洋室化の改修についてもというお話をされています。

○政野太委員 それがどういう見解なのかを聞けばいいのでは。

○堀井秀昭委員 取得の可否を判断する段階で、改修するかしないかということになったときに、改修しますよとは言っていない。改修しますと言ったのか。

○政野太委員 3億8,000万円という数字は何度も言っているではないですか。だから試算した上で、買うという判断をしたということには僕はなと思うのですが、松本委員の今の詳しい質問とはまたニュアンスが違うかもしれないけど。

○堀井秀昭委員 委員長、副委員長に一任します。

○桂藤和夫委員長 それでは、この件はこの程度できょうはとどめたいと思います。よろしいですか。それではこれで本日の企画建設常任委員会を散会したいと思います。

午後1時47分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

委員長